

解散公告 (第三回)

当法人は、令和八年二月九日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

北九州市門司区下二十町四番二一

宗教法人教善寺

清算人 村上 匡一

解散公告 (第三回)

当法人は、令和八年二月四日、佐賀地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

佐賀県杵島郡大町町壽町一七番地

宗教法人法泉院

佐賀県伊万里市立花町一六〇四番地二六

杉山林太郎法律事務所

清算人 弁護士 杉山林太郎

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、令和八年三月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

大分県大分市大字鷺野字行衛一〇一八番地

医療法人厚明会

清算人 小野 哲男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市西二条南一丁目五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 中林 倆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

北海道帯広市西四条南十丁目三四番地セン

ターシテイ 鈴木茂雄法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 茂雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市常磐公園二三四五番地、最後の住所北海道旭川市二条十九丁目一九六番地

被相続人 亡 齋藤 弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

北海道旭川市六条通八丁目三六番二五号

セントラル旭川ビル2C緑橋通法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 大晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県紫波郡紫波町犬吠森字境一一一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 八重嶋 齋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

盛岡市内丸一六番一五号 内丸ビル四階

藤田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤田 治彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市黒保根町下田沢一二四五番地、最後の住所群馬県桐生市黒保根町下田沢一二四五番地

被相続人 亡 新井 勇作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

群馬県高崎市高岡町四三三番地二

むら法律事務所

相続財産清算人 弁護士 辻 拓一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区南砂三丁目一番地、最後の住所埼玉県熊谷市柿沼三三四番地一

被相続人 亡 廣瀬 孝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

埼玉県熊谷市筑波一丁目五六番地ワンチ

スクエアビル二階丸田・白石法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市南大塚一丁目八番地二六、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 青木 福枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

埼玉県川越市喜多町二番地六喜多町ビル四

階佐々木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐々木 修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市幸町一二番、最後の住所埼玉県東松山市幸町一二番二一

被相続人 亡 川村 孝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

埼玉県東松山市幸町一二番二一

本ビル二階山下法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大谷 賢市

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区上大崎一丁目五三一番地、最後の住所東京都世田谷区給田四丁目二八番三一三〇五号

被相続人 亡 阿部 信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月十三日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

東京都千代田区神田須田町一丁目四番八号

NCO神田須田町八階お茶の水合同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田口智香子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市鳥居町三二番地、最後の住所東京都北区赤羽二丁目五〇番一五池田ビル二〇二二

被相続人 亡 牧 佳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月十三日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月十三日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

東京都港区愛宕一三三四 愛宕東洋ビル

五階 芝総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 工藤 英知

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区四谷四丁目一六番地、最後の住所東京都江東区毛利一丁目八番一〇七号

被相続人 亡 太田 將史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月十三日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

事務所東京都新宿区新宿六丁目二八番八号

ラ・ベルティ新宿一〇階渡邊洋法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡邊 洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳(居所 東京都練馬区北町五丁目五番六二〇一〇号)

被相続人 亡 氏名不詳(自称 星野 恭雄)

生年月日不詳、令和六年八月十九日死亡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月十三日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

東京都中央区銀座五丁目一五番一五南海東

京ビルディング八階 田賀法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 喜浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都あきる野市雨間一〇九三番地一三、最後の住所東京都あきる野市雨間一〇九三番地一三

被相続人 亡 佐藤 広幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月十三日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十一日

事務所東京都国分寺市光町二丁目一番地一

八オクハウス国立三〇二二号室 りんどう

法律事務所

相続財産清算人 弁護士 掛川 亜季